

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（基本協定書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書（案）		3	7条	3項						準備行為	<p>貴市による、市内での放射性物質を含む燃料化物の有効利用の可否判断は、国の基準等を勘案してなされる旨回答（一次質問回答No. 21）されておりますが、上記判断基準では、市内での燃料化物の有効利用について承諾が得られるどうか応募者として検討できず、そのような不透明な状態で応札等の手続きをとらざるを得ないのは問題であると考えます。</p> <p>したがって、市内における放射性物質を含む燃料化物の有効利用についての貴市の可否判断について、予め明示願います。</p>	燃料化方式により製造される燃料化物に含まれる放射性物質の濃度が異なるため、可否判断を一概にお示しすることはできません。本市では、国の判断基準（災害廃棄物安全評価検討会（環境省）の資料、原子力災害対策本部からの通知等）により示された再利用（副次産物の利用）に関する内容、社会情勢等を勘案し判断することとなります。
2	基本協定書（案）		3	8条							事業契約の不締結	<p>第一次質問回答（No. 15）に「“基本的には”できません」とありますが、基本的以外とはどのような場合かご教示願います。</p>	入札説明書に対する質問の回答のNo24を参照してください。
3	基本協定書（案）		4	9条	2項						事業契約不調の場合の処理	<p>放射性物質の問題は、個別協議事項とされ、具体的な事例に基づくリスク分担が明確にされていません。</p> <p>仮に本事業を落札し、基本協定書を締結した後、事業契約書の締結するまでの間に、放射性物質に係るリスク分担や費用負担等について、貴市と事業予定者間で解釈に差異があることが判明した場合、事業契約締結が不調に至る事態が想定されます。</p> <p>このように放射性物質の問題によって、事業契約締結が不調に至った場合は、違約金等が発生する事業予定者が故意に事業契約を締結しない事例には該当しないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	要求水準書、入札説明書等に関する質問回答（第一次及び第二次）等に基づいて協議した結果として事業契約の締結に至らなかった場合には、違約金等が発生する事例に該当すると考えております。